第

5999

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 7月 17日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 民泊事業による所得

Q:自宅を利用して民泊をしようと思いますが、課税関係はどうなりますか?

A:次のようになります。

【解説】

自宅を利用して行う民泊事業は、原則として雑所得となりますが、もっぱら民泊による 所得で生計を立てているなど、所得税法上の 事業として行われている場合は、事業所得と なります。

民泊による所得金額は、民泊にかかる収入 金額から必要経費を控除して計算します。

必要経費は、民泊の仲介事業者に支払う仲介手数料や民泊の宿泊管理業者に支払う管理費用などはその全額を必要経費に算入することができますが、水道光熱費や固定資産税など、業務部分と生活用部分の費用の両方が混じっているものについては、その費用を合理的な方法により区分して、民泊事業にかかる部分の金額だけを必要経費に算入することが認められます。

なお、民泊事業において宿泊者から受領する宿泊料は、ホテルや旅館などと同様に消費税の課税対象になりますので、当課税期間の基準期間(個人事業者は前々年)の課税売上高が1千万円を超えるときは消費税の申告・納税をしなければなりませんので、注意してください。







